



発行 東京都

目次

告示

- 基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
  - 公共測量の実施(二件)……(同)……一
  - 建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の変更……(都市整備局市街地建築部建築企画課)……一
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課)……二
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……三
  - ……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……三
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……三
  - 争議行為の予告(二件)……四
  - ……(産業労働局雇用就業部労働環境課)……四
- 正 誤
- 平成二十五年十二月十一日付東京都告示第千六百七十二号……六

告示

●東京都告示第八百七十号  
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一

項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(基準点測量、水準測量、離島の基準点設置及びジオイド測量)
- 三 測量の区域 千代田区及び港区各市内(基準点測量及び水準測量)  
小笠原村地内(離島の基準点設置及びジオイド測量)
- 四 測量の期間 平成二十六年六月九日から同年十二月十二日まで

●東京都告示第八百七十一号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区江北三丁目、江北四丁目及び江北五丁目各市内
- 四 測量の期間 平成二十六年五月二十日から同年十二月三十一日まで

●東京都告示第八百七十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、千代田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 千代田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 千代田区神田佐久間町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年六月二日から同月三十日まで

●東京都告示第八百七十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七十七条の三十五の五第二項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 外 添 要 一

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
株式会社 建築構造センター	住所	新宿区新宿二丁目一番二号	新宿区新宿一丁目八番一号	平成二十六年五月二十六日
同右	住所	新宿区新宿二丁目一番二号	御苑駅ビル六階	同右
同右	構造計	新宿区新宿二丁目一番二号	同右	同右
同右	算適合	二丁目一番二号	同右	同右
同右	性判定	二号	白鳥	同右
同右	の業務	ビル二階	同右	同右
同右	を行う	同右	同右	同右

事務所 豊島区西池  
 の所在 袋五丁目一  
 番六号 第  
 2矢島ビル  
 五階B

●東京都告示第八百七十四号

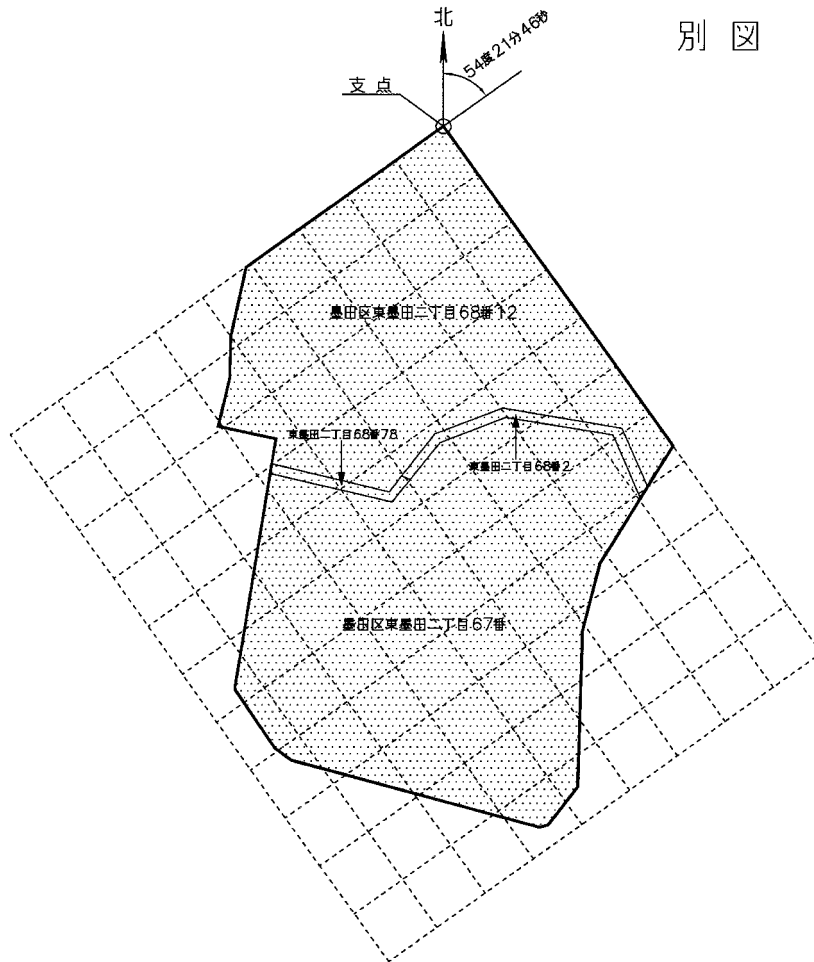
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条  
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお  
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ  
 ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい  
 う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法  
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(墨田区東墨田二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 セレン及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【凡 例】	
——	筆境界
-----	単位区画
——	敷地境界
.....	形質変更時要届出区域

【支 点】  
 支点は、墨田区東墨田二丁目68番12の最北端とする。

【格子の回転角度：54度21分46秒】  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本語検定委員会
- 三 代表者の氏名  
梶田 叡一
- 四 主たる事務所の所在地  
東京都北区堀船二丁目十七番一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本語を使う多くの人々に対して、日本語能力の向上に資するため、日本語検定の実施・運営、研修・講演会等の開催、出版物等の発行等を行い、日本文化の発展と社会教育の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年四月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人メドウサン・デュ・モンド ジャボン

三 代表者の氏名

オスタン・ガエル・マリイ・クリストフ

四 主たる事務所の所在地

東京都港区東麻布二丁目六番十号

五 定款に記載された目的

本団体は、自然災害、集団惨禍、及び交戦状態の結果、危機又は社会からの排除に直面する世界中の弱者を支援し、より一般的には、肉体的又は精神的苦痛に直面する世界及び日本の人々の救援を行うことを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つなげようプロジェクト

三 代表者の氏名

鈴木 昌弘

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区東大泉七丁目二十一番三十九号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、高度に複雑化し、また少子高齢化した現代社会において、希薄化した人間関係の再構築を促進する事業を行い、世代、地域、

価値観を超えて人と人とのつながりを創造し、本来我々日本人が持っている和を重んじ、互いに尊重し合い他者を受け入れる余裕を心に持つことにより共に生きる喜び、意味を実感し、誰もが未来に希望が持てる社会の基盤作りの実現に寄与すること、並びに人と自然との共存、共生を実現するための調査研究事業、啓発活動を行い、いつまでも豊かな自然に触れることができる自然環境保全に寄与することを目的とする。

また、世界の国々特に発展途上国の人々に対して社会インフラ整備の支援を行い、そこに住む住民生活のレベル並びに子供達の家庭教育環境の向上、及び福祉の増進に寄与し、各国の自立的な発展を目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人お台場国際文化交流会ELDイーエルディー  
三 代表者の氏名

<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、国際協力の活動を通じて、ミャンマーの国民に対して、能力を發揮して社会的自立ができるように、生活上、社会基盤の整備、教育及び就業訓練の支援活動を行うとともに、現地の人々との人的文化的交流</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都港区芝大門一丁目五番十一号 三和ビル五階</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>MOE MYINT THWE(モ ミン トウエ)、 HTUN AUNG GYAW(トゥン アウン ジョー)</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人CSMJAPAN</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年四月二十一日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都港区台場一丁目五番七二〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、七年後の東京オリンピック会場近隣地域に混乱が起らないよう、広く一般市民を対象とした、語学学習・文化交流を行い、地域や学校、ケアセンターなどでの交流会の開催などを通じ、異文化への理解や係わりを深め、市民が困惑することない環境を作ることにより、調和のとれた社会づくりに寄与することを目的とする。</p> <p>(以上原文のまま掲載)</p>
<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>木下 望</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>特定非営利活動法人日本フイジカルサポート</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人日本フイジカルサポート</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年四月二十二日</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都葛飾区西新小岩四丁目三十六番三号</p> <p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は災害発生時に、迅速かつ専門的な支援が必要となる、要援護高齢者や乳幼児・障がい児者等への災害支援活動を活動の柱とする。また支援活動の内容・経過を分析し発信していくことで、特に要援護者等の将来にわたる各種災害への予防的対応に役立てるとともに、平常時から世代を超えて人々が助け合い、支え合う協力的体制作りを行うことで、安全で安心な社会の構築に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、すべての健康者及び障がいを持つ人々を対象として、より良い生活環境を作るため、スポーツ振興活動、社会福祉活動、健全育成プログラム等に関する事業を通じて、効率かつ有益な方法で教育・指導し、肉体に本来備わっている機能や活性力を高め、日常生活を円滑におくれるよう支援し、自立と健康が調和した地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、一般市民、特に心不全・心疾患患者の方々に対し、心不全・心疾患の認知・啓蒙に関する事業、心不全・心疾患等についての情報の提供に関する事業等を行い、医療の啓発、増進と、心不全医療の質の向上及び発展を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>争議行為の予告について</p>	<p>四 主たる事務所の所在地</p> <p>東京都文京区千石二丁目二十四番十七号</p> <p>三 代表者の氏名</p> <p>佐藤 直樹</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p> <p>特定非営利活動法人日本心不全ネットワーク</p> <p>一 申請のあった年月日</p> <p>平成二十六年四月二十二日</p>	<p>五 定款に記載された目的</p> <p>この法人は、すべての健康者及び障がいを持つ人々を対象として、より良い生活環境を作るため、スポーツ振興活動、社会福祉活動、健全育成プログラム等に関する事業を通じて、効率かつ有益な方法で教育・指導し、肉体に本来備わっている機能や活性力を高め、日常生活を円滑におくれるよう支援し、自立と健康が調和した地域社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>

日本赤十字社医療センター第一労働組合執行委員長高橋多鶴子から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年五月二十三日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

賃金等の要求に関する件

二 日時

平成二十六年六月六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

日本赤十字社医療センター 渋谷区広尾四丁目一番二  
十二号

四 種類

上記の場所の全面的或いは部分的に、連続的或いは断続的に、全ての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為と、それに対する妨害排除のための争議行為を、単独または併用して行なう。

ただし、救急患者並びに入院中の重症患者のための、保安の必要のある場合は、保安要員若干名を除く。(以上原文のまま掲載)

争議行為の予告について

東京地方医療労働組合連合会執行委員長岡本学から争議行為を行う旨の通知が平成二十六年五月二十六日にあつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七

十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成二十六年六月五日

東京都知事 舛 添 要 一

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

平成二十六年六月六日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

別表のとおり

四 種類

救急外来および入院中の重症患者のための保安要員若干名を除くすべての組合員、または一部の組合員によるストライキまたは怠業その他すべての争議行為。(以上原文のまま掲載)

別表  
社会医療法人社団 健生会

立川相互病院

立川相互ふれあいクリニック

立川相互病院附属子ども診療所

すながわ相互診療所

相互歯科

にしき訪問看護ステーション

さかえ訪問看護ステーション

立川市錦町一丁目十六番十五号

同 所二十三番四号

同 所 番二十

同 五号 一階

立川市幸町五丁目九番地の二

同 市錦町一丁目十七番十号

同 健生会歯科ビル

同 所二十三番二十

同 五号 四階

立川市栄町二丁目四十五番地の三十七

あきしま相互病院 昭島市中神町千三百七十番地三

昭島相互診療所 同 市福島町九百八番地十七

在宅クリニック昭島 同 所同 番

相互 同

東中神訪問看護ステーション 同 所千十四番地六十四

国分寺ひかり診療所 国分寺市光町三丁目十三番地三十四

谷保駅前相互診療所 国立市富士見台一丁目十七番地三十六

日吉町訪問看護ステーション 国分寺市日吉町一丁目四十五番地一 アメニティコウヤマ第二ガーデン三〇五

府中診療所 府中市府中町一丁目十三番地三

しんまち訪問看護ステーション 同 市新町一丁目四十番地六

日野台診療所 日野市日野台四丁目二十六番地の十六

ひのだい訪問看護ステーション 同 齊藤ビル二階 所四番地の八

羽村相互診療所 羽村市緑ヶ丘一丁目十五番地十

にしたま訪問看護ステーション 同 所二十六番地

伊奈平診療所 同 緑ヶ丘ハイム一〇五

緑ヶ丘訪問看護ステーション 同 武蔵村山市伊奈平一丁目六十九番地の一 民商會館一階

けんせい歯科 同 市大南二丁目四十五番地の五 サンライズ鈴忠二〇一

同 八王子市東町二番三号 八王子共立ビル四階

東京ほくと医療生活協同組合

王子生協病院

同 北区豊島三丁目四番十五号

介護老人保健施設はくとはなみずき	同区東十条二丁目八番五号
豊川通り診療所	同区豊島三丁目四番十五号 コ ープとうきょう豊島ビル二階
生協北診療所	同区東十条二丁目八番五号
生協浮間診療所	同区浮間三丁目二十二番一号
赤羽東診療所	同区志茂四丁目十四番二号
生協王子歯科	同区豊島三丁目十九番三号
王子訪問看護ステーション	同 右
十条訪問看護ステーション	北区中十条二丁目七番十三号 丸栄ビル一階
江北生協診療所	足立区江北二丁目二十四番一号
鹿浜診療所	同 区新田二丁目四番十五号
北足立生協診療所	同 区入谷三丁目一番五号
訪問介護ステーションたんぼ	同 区新田二丁目十六番二十号 一〇二
荒川生協診療所	荒川区荒川四丁目五十四番五号
汐入診療所	同 区南千住八丁目十番三号 一〇一
虹の訪問看護ステーション	同 区荒川四丁目五十二番六号
西都保健生活協同組合	
北多摩クリニック	清瀬市上清戸二丁目一番四十一号
清瀬診療所	同 市元町一丁目十三番二十七号
北多摩訪問看護ステーション	同 市上清戸二丁目一番四十二号
北多摩生協診療所	東村山市本町四丁目二番地三十二

かるがも訪問看護ステーション	同 所同 番一
富士見通り診療所	シテイコーポパルナス久米川 東久留米市本町三丁目三番二十三号
みその診療所	小平市美園町一丁目二番十六号
みその歯科	同 右
訪問看護ステーション泉	小平市仲町百九十五番地九 イトハウス一階
社会福祉法人恩賜財団母子愛育会	
愛育病院	港区南麻布五丁目六番八号
財団法人愛生会厚生荘病院	多摩市和田千五百四十七番地

正 誤

○平成二十五年十二月十一日付東京都告示第千六百七十二号  
三ページ上段の別図中「海」を「陸」に訂正する。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001  
定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円  
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

